

審 査 基 準 整 理 票

処分名	国民健康保険料の徴収猶予		
根拠法令名	大津市国民健康保険条例	第22条第1項	
基準法令名	大津市国民健康保険条例	第22条第1項	
所管部署	健康保険部（局） 保険年金 課（室） 収納 係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>国民健康保険料の徴収猶予に係る審査基準は、大津市国民健康保険条例第22条第1項の規定に該当していることを基準とする。</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第22条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号の1に該当することにより、その納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 納付義務者が、その資産について震災、風水害、落雷、火災もしくはこれに類する災害を受け、またはその資産を盗まれたとき。</p> <p>(2) 納付義務者が、その事業または業務を廃止し、または休止したとき。</p> <p>(3) 納付義務者が、その事業または業務について甚大な損害を受けたとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。